

探偵業の業務の適正化に関する法律 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則 が **改正** されました。

改正の内容

① 探偵業届出証明書の廃止

令和6年4月1日施行

◎ 探偵業の開始届出書や変更届出書を提出した際に公安委員会から交付されていた**探偵業届出証明書**が**廃止**されました。



② 標識掲示義務の新設

令和6年4月1日施行

◎ 探偵業届出証明書が廃止され、**標識を掲示**することが義務付けられました。

◎ 標識の様式を県警ホームページに掲載しました。

探偵業者の方は、この様式に基づいた標識を作成し、**営業所の見やすい場所へ掲示**しなければなりません。

※ **既に届出証明書の交付を受けている探偵業者の方は、令和6年4月1日をもって届出証明書の掲示から標識の掲示へ変更してください。**

※ **届出証明書は警察署等で回収しませんので、ご自身で処分してください。**

◎ その事業が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合(※)を除き、標識をインターネットのウェブサイトに表示することが義務付けられました。

(※) **常時使用する従業者の数が5人以下の場合、又はウェブサイトを持っていない場合をいいます。**

常時使用する従業者が5人以下の場合、又はウェブサイトを持っていない場合には、ウェブサイトへ標識を表示する義務はありません。